

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「粉末清涼飲料」

厚告第482号改正(平成26年12月22日)

1 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚告第370号)の第1食品 D各条○粉末清涼飲料の成分規格

(1)

飲用に際して使用される倍数の水で溶解した液について試験

	検査項目	基準値	単価料金(税別)	必要量(g)
1	混濁	あってはならない	2,500	● 120
2	沈殿物又は固形の異物	あってはならない	2,500	● 共通

(2)

	検査項目	基準値	単価料金(税別)	必要量(g)
1	ヒ素	検出するものであってはならない 限度試験(限度値0.2ppm 相当)	9,000	● 共通
2	鉛	検出するものであってはならない 限度試験(限度値0.4ppm 相当)	9,000	● 共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであってはならない	9,000	● 共通

(3) 乳酸菌を加えない粉末清涼飲料

	検査項目	基準値	単価料金(税別)	必要量(g)
1	大腸菌群	陰性でなければならない	5,000	■ 30
2	細菌数	3,000以下/g	3,500	■ 共通

(4) 乳酸菌を加えた粉末清涼飲料

	検査項目	基準値	単価料金(税別)	必要量(g)
1	大腸菌群	陰性でなければならない	5,000	▼ 30
2	細菌数(乳酸菌を除く)	3,000以下/g	13,200	▼ 共通

(1)+(2)+(3)

又は(4)の試験を行う。

	セット料金(税別)	必要量(g)
乳酸菌を加えない粉末清涼飲料	31,500	150
乳酸菌を加えた粉末清涼飲料	41,200	
金属製容器包装入り 乳酸菌を加えない粉末清涼飲料	40,500	
金属製容器包装入り 乳酸菌を加えた粉末清涼飲料	50,200	